

柏市と株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンクとの包括連携協定書(案)

柏市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂(以下「乙」という。)及び株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク(以下「丙」という。)は、相互に連携を強化し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上に向けて、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙（以下併せて「当事者」という。）が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、柏市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 当事者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）市政情報の発信に関すること
- （2）商業・観光の振興に関すること
- （3）地産地消の推進・柏市製品の販売促進に関すること
- （4）教育・文化・スポーツの振興に関すること
- （5）市内事業者のPRに関すること
- （6）健康増進・食育・食の安全に関すること
- （7）子育て支援・青少年の健全育成に関すること
- （8）環境保全・緑化推進に関すること
- （9）高齢者・障害者の支援に関すること
- （10）災害対策・防災・防犯に関すること
- （11）交通安全対策に関すること
- （12）地域経済団体等の活動への積極的な協力及び参画に関すること
- （13）地域振興に関すること
- （14）その他地域活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 当事者は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に連携内容等について協議を行い、具体的な取組事項、実施方法等については、別途取り決めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 当事者のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議ものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日にかかわらず、令和3年7月1日から1年間とする。

ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、当事者のいずれかが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項にかかわらず、当事者のいずれかが、本協定を解約しようとするときは、他の当事者に対し、1ヶ月前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

(秘密保持)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、第三者に漏洩、開示又は提供してはならない。ただし、甲は、乙及び丙が、乙及び丙の親会社、子会社及び関連会社に対し、乙及び丙と同様の義務を負わせることを条件に、連携にあたり必要な限りにおいて秘密情報を開示又は提供することについて予め承認する。

2 各当事者は、本協定が事由の如何にかかわらず終了した後も、前項による秘密保持の義務を負う。なお、秘密情報が公知となった場合は、このかぎりではない。

(反社会的勢力の排除)

第6条 各当事者は、本協定に基づく連携により暴力団を利することとならないよう、第2条第1項に定める事項の実施にあたり、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するための必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、当事者で協議の上、解決をはかるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者が署名捺印又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 7月1日

千葉県柏市柏五丁目10番1号

甲 柏市

柏市長 秋山 浩保

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役社長 三枝 富博

東京都千代田区二番町8番地8

丙 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク

代表取締役社長 泉井 清志